

大阪府雇用対策協定の概要

大阪府内の雇用面の課題について、府と労働局・ハローワークがそれぞれの強みを発揮し、より連携を強化した対策を実施するため、知事と労働局長が協定を締結し、地域の課題に対する認識を共有するとともに、役割分担と連携方法を明確化する。

※ 雇用対策協定の根拠

第6次地方分権一括法により改正された「雇用対策法」に、国と地方公共団体の具体的な連携策として協定の締結が明記。（平成28年8月20日施行）

<課題> 人口減少のなかでも大阪の成長の実現を図るため

- 若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材の活躍
- 人材不足が顕著な業種や中小企業の人材育成・人材確保 等

府と労働局が一体となった雇用対策を実施



府の施策

雇用／産業振興／企業支援
／福祉教育施策など



府と労働局の連携施策

※下記「主な連携施策(案)」に記載



労働局の施策

職業相談・職業紹介／雇用保険
／事業所指導など

- ・ 府と労働局による運営協議会を設置し、毎年度、事業計画を策定
- ・ 事業計画に数値目標を設定し、協議会等を通じてPDCA等で目標管理を実施

主な連携施策(案)

- 多様な人材の活躍促進と人材確保
「OSAKAしごとフィールド」において、府が実施する、就職困難性が高い求職者、女性、若者、シニア、障がい者等へのきめ細かな就業支援や、企業への人材確保支援と、労働局（ハローワーク）の職業相談・職業紹介を一体的に実施【継続】
- 障がい者の活躍促進
 - ・ 法定雇用率達成企業割合の共通目標50%以上を設定【新規】
 - ・ 府と労働局が分担して法定雇用率の達成に向け企業に働きかけるほか、双方が実施する面接会・セミナー等の情報を共有して企業に提供し参加を勧奨【新規】
- 人材育成
ものづくりへの理解と就業意欲を喚起するため、職業訓練施設とものづくり企業の見学を組み合わせたバスツアーを実施【拡充】